

作成日 2022 年 11 月 4 日
(最終更新日 2022 年 11 月 4 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2022-1-714

課題名：ウェアラブルセンサを用いた作業時の腰部負荷検知システムの検証

1. 研究の対象

ウェアラブルセンサを用いた作業時の腰部負荷検知システムの検証(2021-1-770)に参加いただいた方。

2. 研究期間

令和4年11月(倫理委員会承認後)～令和5年11月

3. 研究目的

着衣型ウェアラブルセンサを用いた腰部の作業負荷を評価する新規システムの妥当性の検証を行う。

4. 研究方法

筋電データおよび姿勢データをもとに腰痛の発生要因を探索し未だの腰痛リスクの検知および腰痛の発生しにくい姿勢を検証する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

ウェアラブルセンサを用いた作業時の腰部負荷検知システムの検証(2021-1-770)にて取得した被験者の年齢、性別、既往、VAS、NRS、修正 Borg 係数、脊柱角度、運動学的データ、筋電図データ、心電図データを使用する。

6. 外部への試料・情報の提供

株式会社日立製作所(責任者: 谷田部祐介)へのデータ提供は匿名化された状態で、個人の電子メールを用いて、特定の関係者(東北大学病院の関口雄介と株式会社日立製作所 研究開発グループ 人工知能イノベーションセンタ 知能ビジョン研究部)以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当大学の研究責任者が保管・管理します。

7. 研究組織

株式会社日立製作所 研究開発グループ 人工知能イノベーションセンタ 知能ビジョン研究部
: 谷田部祐介

8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて、研究対象者の方もしくは研究対象者の代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも研究対象者の方に不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

関口 雄介

東北大学病院リハビリテーション部

〒980-8574

宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-7677 FAX 022-717-7678

研究責任者：

東北大学大学院医工学研究科 出江 紳一

研究代表者：

東北大学大学院医工学研究科 出江 紳一

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合